

お知らせ

(一財) 岩手県建築住宅センター

建築基準法の一部改正により平成30年9月25日から申請書様式の一部(第三面)が変更になります。

施行日(平成30年9月25日)以降に契約(本受付)となるものについては、新様式で申請していただくようお願いいたします。

書式は、当センターホームページよりダウンロード可能です。

(お知らせ欄に掲載しています。)

■変更される様式

1. 確認申請書(建築物)
2. 計画変更確認申請書(建築物)
3. 建築計画概要書

(新) H30. 9. 25受付分から適用	(旧)
第三面 ※概要書は第二面	第三面 ※概要書は第二面
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計))	【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計))
【イ. 建築物全体】 () () ()	【イ. 建築物全体】 () () ()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()	【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()	【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () ()	【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()
【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()	【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()	【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()	【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()	【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()	【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () ()	
【ル. 住宅の部分】 () () ()	【ヌ. 住宅の部分】 () () ()
【レ. 老人ホーム等の部分】 () () ()	【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () ()
【ワ. 延べ面積】 m ²	【ワ. 延べ面積】 m ²
【カ. 容積率】 %	【ワ. 容積率】 %

※赤書きが改正内容

確認申請プログラムをご利用の場合

9月25日以降に申ソフトを起動すると、バージョンアップのご案内が表示されますので、更新作業をお願いします